

計 画 書

阪神間都市計画防災街区整備地区計画の変更(尼崎市決定)
都市計画浜地区防災街区整備地区計画を次のように変更する。

名 称	浜地区防災街区整備地区計画	
位 置	尼崎市浜三丁目、次屋一丁目及び潮江二丁目の各一部	
面 積	約 9.1 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、戦前の旧村落から発展したまちである。十分な基盤整備を伴わないまま市街化が急速に進行したため、道路が狭く木造住宅も密集し、地震や火災の時に大規模災害のおそれの大きい「密集市街地」として指定されている。</p> <p>当地区の整備に当たっては、『浜・次屋の地域の良さを活かした、安全・安心まちづくり』の実現に向けて、「災害に強い安全・安心なまち」、「若者も住みやすい親しみのあるどこにでもある穏やかなまち」を目標に、防災性の向上や快適な住環境の形成に取り組む。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地区の安全性の向上を図るとともに、JR尼崎駅に近い利便性を活かして、土地利用の増進と住環境の向上を図り、魅力的な都市型住宅地を形成する。
	地区防災施設及び地区施設の整備の方針	<p>1 地区防災施設</p> <p>地区全体の安全性確保のため、災害時における円滑な避難、消防、救護等の防災活動と延焼抑制などに資する既存道路を地区防災施設として位置付け、沿道建物の建替え促進により、道路空間及び連続したオープンスペースを確保する。</p> <p>2 地区施設</p> <p>防災性の向上とともに、土地利用の増進及び住環境の向上を図るため、個別の建築活動の積み重ねにより、道路空間及び連続したオープンスペースを確保し、区画道路の改善を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>小規模な木造住宅等の建替えや不燃化を促進し、安全な建築物を整備する。</p> <p>宅地規模、建築物の形態、道路に面した部分の形態制限の合理化、建築物の防災性能の強化などに留意して整備し、都市型住宅地にふさわしい健全で適正な居住水準を確保する。</p> <p>建築物の高さを整え、道路沿いのオープンスペースを連続させるとともに、道路空間の環境に配慮し、まとまりある街並みを形成する。</p>
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>火災時の延焼防止、地球環境への配慮及び緑豊かで潤いのある市街地環境を形成するため、敷地内の緑化等に配慮することとする。</p> <p>壁面後退区域については、地域の防災性を高めるために、緊急自動車の通路及び避難通路の確保を目的としていることから、工作物を設置しないこととするとともに、道路との段差をなくすなど交通の妨げとならないようにすること。</p>

地区防災施設の区域	種類	名称		幅員	延長	備考
	道路	地区防災道路 1 号		約 6.0 ～ 7.5 m	約 529 m	
		地区防災道路 2 号		約 4.6 ～ 10.4 m	約 225 m	
		地区防災道路 3 号		約 5.0 m	約 83 m	
防災街区整備地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区分	名称	幅員	延長	備考
		区画道路	区画道路 1 号	約 4.0 m	約 125 m	
			区画道路 2 号	約 4.0 m	約 125 m	
			区画道路 3 号	約 6.2 ～ 9.1 m	約 140 m	
			区画道路 4 号	約 4.0 m	約 110 m	
			区画道路 5 号	約 4.0 ～ 4.5 m	約 195 m	
			区画道路 6 号	約 4.0 m	約 40 m	
			区画道路 7 号	約 4.0 m	約 270 m	
			区画道路 8 号	約 4.0 ～ 5.0 m	約 100 m	
			区画道路 9 号	約 4.0 m	約 115 m	
			区画道路 10 号	約 8.0 m	約 60 m	
			区画道路 11 号	約 4.0 m	約 120 m	
			区画道路 12 号	約 4.0 m	約 120 m	
			区画道路 13 号	約 4.0 ～ 6.0 m	約 145 m	
			区画道路 14 号	約 4.0 m	約 64 m	
			区画道路 15 号	約 4.0 m	約 125 m	
			区画道路 16 号	約 4.0 m	約 142 m	
			区画道路 17 号	約 4.0 m	約 73 m	
			区画道路 18 号	約 4.0 m	約 151 m	
			区画道路 19 号	約 4.0 m	約 59 m	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法（以下「法」という。）別表第 2(に)項第 3 号に掲げるボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(2) 法別表第 2(に)項第 4 号に掲げるホテル又は旅館</p> <p>(3) 法別表第 2(に)項第 5 号に掲げる自動車教習所</p> <p>(4) 法別表第 2(に)項第 6 号に掲げる床面積の合計が 15 m²を超える畜舎</p> <p>(5) 自動車車庫（建築物に附属する自動車車庫を除く。）で床面積の合計が 300 m²を超えるもの又は 2 階以上の部分にあるもの</p> <p>(6) 建築物に附属する自動車車庫で 2 階以上の部分にあるもの</p> <p>(7) 法別表第 2(ほ)項各号に掲げるもの（第 2 種住居地域及び近隣商業地域に限る。）</p>				
	建築物の容積率の最高限度	<p>1 建築物の容積率は、10 分の 20（容積率が 10 分の 40 と定められている地域にあっては、10 分の 40）以下でなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第 52 条第 14 項又は第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。</p>				

防災街区整備地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の高さは、12 m（その敷地が地区防災道路1号から3号までに2 m以上接する建築物にあつては、18 m）以下でなければならない。 2 建築物の軒の高さは、10 m（その敷地が地区防災道路1号から3号までに2 m以上接する建築物にあつては、15 m）以下でなければならない。 3 前2項の規定は、消防署その他これに類する建築物又は法第59条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積は70㎡以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この地区計画が決定された際に現に建築物の敷地として使用されている土地で70㎡に満たないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば70㎡に満たないこととなる土地（以下「既存不適格土地」という。） (2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部
		壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱、バルコニー等又は建築物に附属する門若しくは塀で地盤面上2 mを超えるもの（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離は、0.5 m以上でなければならない。ただし、法第42条第3項による水平距離の指定を受けた道路の道路境界線までの距離にあつては、0.3 m以上でなければならない。 2 前項の規定は、建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3 m以下で、かつ、地盤面上2.5 mを超える部分については、適用しない。 3 道路の見通しの空間として、内角120度以下の2つの道路によってできた角敷地の建築物の外壁等は、当該2つの道路によってできた角を頂点とする長さ2 mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えて建築してはならない。 4 前項の規定は、建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3 m以下で、かつ、地盤面上3.8 mを超える部分については、適用しない。
		建築物の構造に関する防火上の制限	<p>建築物の構造は、法第53条第3項第1号に規定する耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 延べ面積が50㎡以内の平家建ての附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの (2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの (3) 高さ2 mを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの (4) 高さ2 m以下の門又は塀
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 壁面の位置の制限として定められた限度の線と、道路境界線との間の土地の区域については、門若しくは塀、庇、軒、出窓、バルコニー又は屋外階段等を設置してはならない。ただし、地盤面上2.5 mを超える部分については、この限りでない。 2 道路の見通し空間として確保された区域については、門若しくは塀、庇、軒、出窓、バルコニー又は屋外階段等を設置してはならない。ただし、地盤面上3.8 mを超える部分については、この限りでない。

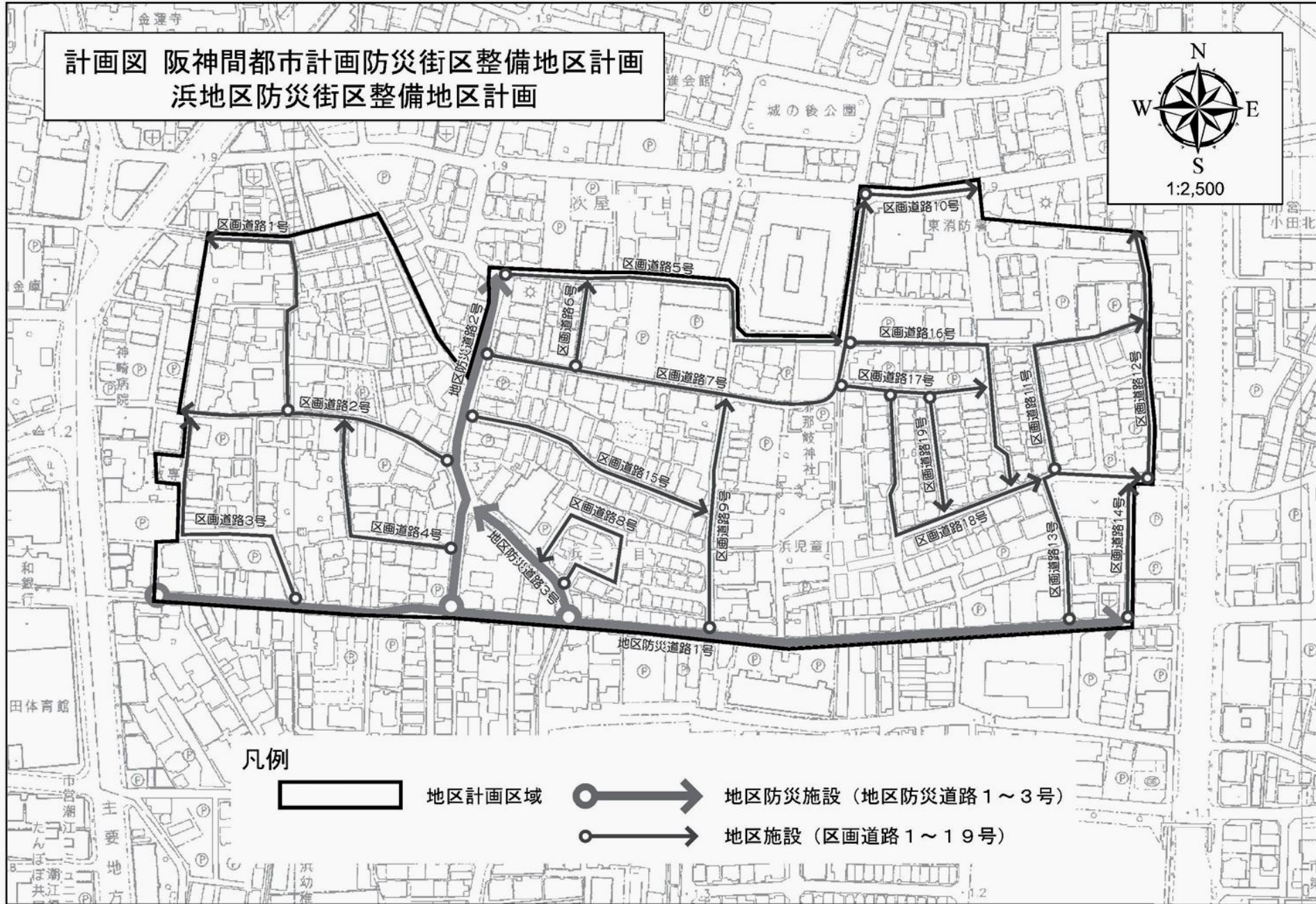
「区域、地区防災施設の区域及び地区施設の配置については計画図表示のとおり」

(理由)

本地区はJR尼崎駅の北側の市街地再開発事業の施行区域の東側に位置しており、戦前から住宅地として市街化が進んだ地区である。現在も、戦前に建設された家屋や狭あい道路も多く残り、災害等に対する危険性を看過できなくなっているため、防災性の向上や快適な住環境の形成を図ることを目的に、平成23(2011)年に本計画を決定した。

今回は、(1)建築基準法改正（平成30(2018)年6月）に伴う建築物の構造に関する防火上の制限に係る引用条文の表記等の変更、(2)建築物の敷地面積の最低限度に係る既存不適格土地の適用除外規定の合理化のため、本案のとおり改めるものである。

計画図 阪神間都市計画防災街区整備地区計画
 浜地区防災街区整備地区計画



凡例

-  地区計画区域
-  地区防災施設（地区防災道路1～3号）
-  地区施設（区画道路1～19号）